

令和7年第1回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和7年1月28日（火）15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第3会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員

5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員

7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員

9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員

11番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員

伊藤 修 委員 堀之内 済 委員

村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員

欠席委員

2番 岩本 直美 委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚

書記 青山 侑嗣

書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 2 号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画承認申請について
	議案第 3 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	専決第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	その他	生産緑地のあっせん願について

開会	(1 5 : 0 0) 事務局長 議長 事務局 議長 議長 議長 事務局	定刻になりましたので、只今より令和 7 年第 1 回農業委員会を開催させていただきます。 それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。 ▲挨拶 議案に入る前に本日の議事録署名者は、9 番、1 0 番の両名ですのでお願いいたします。 本日の会議には 2 名の傍聴の申し出がございました。 何かご意見はございますか。 (全員異議なし) それでは傍聴者をお通しください。 (傍聴者入室) 傍聴者につきましては、発言や定められた場所以外への移動は控え、議長の指示に従うようお願いいたします。 それでは議案に入ります。 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」1 ページをご覧ください。 1 番の資材置場として利用するものについて説明します。 場所は、議案書 2 ページをご覧ください。 申請地は中部大学第一高校から北西に約 5 0 0 メートルの位置に所在する 2 筆で、一筆目の登記地目は畑、現況地目は山林で、二筆目の登記地目、現況地目ともに畑で合計面積は 8 8 9 m²です。 申請事業者は、平成 3 0 年より愛知郡東郷町で建設解体業、産業廃棄物運搬業を営んでいます。 申請事業者は、愛知県全域及び三重県北部を活動区域としており、高速道路を利用した移動が不可欠で、高速道路のほか主要道路にアクセスが容易な場所に資材置き場を必要としています。 現在、愛知郡東郷町に既存資材置き場がありますが、前回の契約更新時に土地所有者から令和 7 年 3 月 3 1 日の契約
----	---	---

		満了をもって、更新をしない旨の連絡を受け、2年前から事業所付近で代替地を探しましたが見つからず、やむを得ず、事業所から最も近く東名三好 IC へのアクセスの良い対象地を選定したのになります。 排水については、砂利を敷き、表面水は自然浸透させ、周囲の農地に対する影響のない計画となっています。 第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	議長	
	委員 事務局	資材置き場ということだが、どのような資材を置くのか。 解体に伴う産業廃棄物を入れるコンテナやクレーン等の工事に伴う資材と作業員の駐車場として利用する計画です。
	委員 事務局	将来の見通しは確認しているのか。 将来の見通しまではわかりません。事務局はあくまで、農地法上での審査基準は満たしていると判断しました。
	委員 事務局	既存資材置き場はなぜ更新が切れたのか。 理由は確認していません。
	委員 事務局	申請地は平坦な土地なのか。 周囲は竹林になっていますが、平坦な土地です。
	委員 事務局	既存資材置き場は確認したのか。 現地確認をしましたが、特段問題はありませんでした。
	委員 事務局	申請地までの道路が狭いが、出入りする車両は何か。 大型車は入りません。主に4トン車が入り出す予定です。
	委員 事務局	同じく道路は整備されているか。 県道から河川までは土地改良事業で整備されていると思われます。
	委員	産廃業者の登録はあるのか。

	事務局 委員 事務局 議長 議長 事務局	添付書類に産廃業者としての登録が明記されています。 意見ですが、この譲受人を信用できるのか。 農業委員会としては、転用行為が周辺農地に及ぼす影響などを審査いただくものであることを踏まえ、ご判断ください。 議案第１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 （多数挙手） 賛成多数ということで、議案第１号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第２号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条第１項の規定による事業計画承認申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第２号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条第１項の規定に基づく事業計画の承認申請について」、議案の説明の前に簡単に制度について説明させていただきます。 この制度は、従来「宅地化すべきもの」とみなされていた都市農地を、都市に「あるべきもの」として保全していくために平成３０年に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づくもので、この「都市農地」とは生産緑地地区内の農地のことを指します。 簡単に説明すると、生産緑地の貸借を可能にするもので、土地所有者の高齢化等で管理が困難となった生産緑地を、意欲ある担い手に貸し付けることで、有効活用していくものです。 この制度により生産緑地を貸借するためには、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」第４条第１項の規定に基づき、「都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準」を満たす者が市長に対して耕作に関する事業計画を申請し、市長は農業委員会の議決を得て事業計画の認定を行う必要があります。 それでは議案の説明に入ります。 申請者は平成３１年、令和４年に今回と同じ申請地において計画認定を受けて事業を実施しており、今回はその更
--	--	---

		新となるものです。 場所につきましては議案書４ページの地図をご覧ください。 申請地は、赤池小学校から西へ約１５０メートルに位置する１筆、赤池小学校から北西に約３００メートルに位置する２筆になります。 現況は生産緑地畑で季節野菜を栽培しており、面積は３筆合計で２，３６９㎡です。 申請者である法人は、平成２２年８月に法人設立し、農業を通して、地域環境の向上と幸福度の高い社会作りの推進を目的として活動しており、市内の農地で農業体験事業の取り組みなどを行っております。 また、化学肥料や農薬を使用しない自然由来の肥料を使用して栽培した露地野菜を出荷・販売しております。 事業認定の基準となる法第４条第３項第１号に基づく計画内容について事務局で確認したところ、「都市住民に農作業を体験させる取組並びに申請者と都市住民及び都市住民相互の交流を図るための取組」「耕土の流出の防止を図ること、化学的に合成された農薬の使用を減少させる栽培方法を選択すること、その他の国土及び環境の保全に資する取組を実施すると認められること。」に該当する内容でした。 また、同法施行規則第３条第２号に基づく「周辺的生活環境と調和のとれた当該申請都市農地の利用の確保」についても、農地周辺の除草や管理を徹底し、周辺的生活環境に支障を及ぼさないよう善処することが認められるため支障ありません。 申請地では、季節野菜の栽培を予定しており、栽培した野菜を農業体験の参加者や近隣市町の店舗に販売をする予定です。 年間農作業従事日数は２００日で、農業従事者の状況は、理事を含む５名で農作業に従事する計画となっています。 農機具は、耕うん機とトラクターを所有しております。 貸借期間は３年間、賃料は３筆合計で年間１１０，０００円です。 今までの耕作状況からも積極的に農業に取り組むことが見込まれます。
--	--	--

		議案第 2 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づく事業計画の承認申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いします。 議案第 2 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	議長	
	委員	申請法人は他に農地を貸借しているのか。今後、増えていく予定か。
	事務局	今回の事業地の他に市内で何筆か利用権設定をつけていますが、今後増反する予定は聞いておりません。
	委員	施行規則第 3 条の基準を満たしていると事務局で確認したのか。
	事務局	問題ないと判断しました。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
		議案第 2 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づく事業計画の承認申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 2 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」5 ページをご覧ください。 それでは、1 番の案件について説明いたします。 場所につきましては、6 ページと 7 ページの地図をご覧ください。 申請地は、6 ページの日進西中学校から南に約 300m に位置する 1 筆、南東に約 400m に位置する 1 筆、西に約 400m に位置する 1 筆、7 ページの梅森保育園から南東に約 350m に位置する 2 筆になります。 令和 6 年 6 月に亡くなられた被相続人が所有していた農地を申請者である長男が相続されるものです。 現在、申請地はいずれも尾東農産に貸し付けて水稻を栽
	議長	
	委員	
	事務局	

		培しており、引き続き尾東農産に貸し付けを継続していく予定です。 市街化調整区域の農地においては、納税猶予をかけることにより、終身営農として維持していく必要がありますが本人も承知しており、相続後も引き続き尾東農産に貸し付けて耕作されているため、特に問題はないと思われます。 議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第３号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。専決について一括で報告) ・農地法第３条の３第１項の規定による届出 １件 ・農地法第４条第１項第７号の規定による届出 ２件 ・農地法第５条第１項第６号の規定による届出 １５件 ・農地法第１８条第６項の規定による通知 ２件 専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。) ・生産緑地のあっせんについて その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。 (事務連絡) ・農林業センサスについて
	議長	
	議長	
	事務局	
	議長	
	事務局	
	議長	
	事務局	

	議長 (1 5 : 4 7)	・ 年間スケジュール ・ 来月の農業委員会 2 月 2 5 日 (火) 午後 3 時 本庁舎 4 階第 1 会議室 それでは、これもちまして、令和 7 年第 1 回農業委員会を終了させていただきます。 長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
--	-------------------------	---

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 9 番委員 _____

議事録署名者 1 0 番委員 _____